

償還払いの請求をされる皆様へ

[要領] 施設等利用費の償還払い請求方法

宮崎市保育幼稚園課

幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けた対象者が認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、償還払い(利用料を保護者から施設に一旦支払い、後日、市から保護者の口座へ支給されること)の手続きが必要になります。

また、宮崎市在住の対象者が、市外の私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部及び市外の幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業を利用した場合も、償還払いの手続きが必要です。

各利用費の請求について、以下のとおり書類の提出をお願いします。

1. 対象者

- ・ 保育所などの認可施設や企業主導型保育事業施設に入園していない方で、宮崎市から[新2号認定]や[新3号認定]を取得した方(みなし認定含む。)
- ・ 国立大学附属幼稚園と公立幼稚園利用で上記認定を取得した方
- ・ 宮崎市から各認定を受け、宮崎市外の幼稚園や認定こども園等を利用する方

2. 提出書類

以下の①から⑥の書類をすべて提出してください。

① 提出書類チェックリスト(市様式)

- ・ 別紙チェックリストを使用し、書類の不備がないようにご確認ください。

② 施設等利用費請求書(償還払い用)[様式第1号]

- ・ 認可外保育施設等の利用費請求は、請求書(様式第1号)をご使用ください。
- ・ 市外の幼稚園、認定こども園、特別支援学校に在籍する方に限り、利用費請求は、請求書(様式第2号)をご使用ください。

③ 領収証(写し)

- ・ 施設から交付された領収書の写しをご提出ください。領収証の原本を提出された場合、原則返却はできませんのでご注意ください。
- ・ 口座引落対応の場合、通帳の写し(利用料引落が分かる部分)をご提出ください。

④ 特定子ども・子育て支援提供証明書(原本)

- ・ 必ず施設から受け取った提供証明書の原本をご提出ください。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、提供証明書の代わりに[活動報告書]の写しをご提出ください。

⑤ (公金受取口座を利用する方) マイナンバーカード(原本もしくは写し)

- ・ 番号の確認のため、マイナンバーカードの原本もしくは写しのご提示をお願いいたします。提出は不要です。

⑥ (振込口座を指定する方) [口座通帳](写し)もしくは[キャッシュカード](写し)

- ・ 別紙(提出書類貼り付け台紙)にご貼付ください。
- ・ 別紙台紙の説明に沿って写しを貼付し、認定子ども氏名・番号をご記入ください。

3. 提出方法

提出方法は、下記保育幼稚園課窓口への〔持参〕もしくは〔郵送〕による提出となります。

《提出先》

〔宛 先〕 宮崎市役所 保育幼稚園課 （施設給付係 償還払い担当）
〔住 所〕 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号
〔開庁時間〕 平日（土日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

※各総合支所や地域センターでは受付できませんので、提出先にご注意ください。

4. 提出時期

- ① 利用の翌月以降、請求が可能となります。
※毎月の請求や2, 3ヶ月分まとめた請求など、保護者の選択が可能です。
- ② 請求の翌月末頃から翌々月上旬に、市から決定通知が郵送されます。
（各月の請求書の締切は月末です。）
- ③ 請求の翌々月10日前後に、口座に決定額が支給されます。
- ④ 請求の効力は2年間です。利用の翌月1日から2年後には請求できなくなります。
（例）令和4年1月分利用料の請求は、令和6年1月31日までは請求が可能です。

5. 注意事項

- ① 請求書類は原則返却できませんので、確定申告等で領収書を利用される方は、必ず領収書の原本ではなく写しの提出をお願いします。
- ② 請求書類に不備がある場合は、書類がすべて揃ってから審査を行いますので、口座への振込時期が遅れる場合があることにご留意ください。
- ③ 請求に必要な領収書や提供証明書を紛失された場合、市への請求ができません。再発行については、利用した施設に直接お問い合わせください。
- ④ 請求できるのは、宮崎市在住期間の施設利用費となります。宮崎市在住期間外の利用料は、居住市町村から認定を受け、居住市町村に請求することになります。

《問い合わせ先》

宮崎市役所 子ども未来部 保育幼稚園課（電話：0985-21-1774）